

とちぎ 米麦改良

平成27年1月
第103号

(公社)栃木県米麦改良協会
宇都宮市本町12-11
☎(028)626-2182



新年のごあいさつ

(公社)栃木県米麦改良協会 代表理事会長 高橋 武

新年明けましておめでとうございます。

平成27年の年頭に当たり、会員並びに関係者の皆様に新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には日頃より、当協会の事業推進に多大なご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて昨年を振り返ってみて、一番印象的な出来事は、11月の突然の衆議院の解散と12月の総選挙ではないでしょうか。安倍首相は、本年10月に予定していた消費税増税の判断を国内総生産が二期連続でマイナスになったことで見送ることを決め、その是非を問うということで、解散・総選挙となりました。結果につきましては、戦後最低の投票率52.66%の中、大方の予想どおり与党である自民・公明党が議席の3分の2を超える326議席を確保し、圧勝しました。今回選挙の最大の争点は、経済政策「アベノミクス」継続の是非が問われるものとなりましたが、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉や農協改革など農業政策に対する議論は深まりませんでした。今後は、これらの課題も含めまして農業・農村や地域の活性化について真摯に議論を尽くすよう期待するものです。

次に水田農業を取り巻く情勢ですが、26年産米価格が大幅に下落したことを踏まえ、JA全農では、27年産飼料用米の生産を60万トンまで大幅に増産する方策を打ち出しました。更に、農水省は、26年産米20万トンを来秋まで保管する対策を打ち出しました。今後は、これらの対策が効果的に機能し過剰感が解消され、米需給が引き締まることを期待するものです。

一方、当協会では一昨年、水稻の異品種混入と発芽不良問題により、生産者や関係者に変なご心配・ご迷惑をおかけしました。再発防止対策を最重要課題として、研修会等を各種子場農協において開催するなど、引き続き現場の意識改革に取り組んで参りました。お陰様を持ちまして、26年産

稲種子(DNA検査済)については、特に問題はありませんでした。関係者の皆様方のご支援・ご協力に改めて御礼申し上げます。

本県の26年産の稲・麦・大豆の作柄についてですが、麦類は、収穫時の大雨による穂発芽等の発生により50年ぶりの大不作となり、23億円に上る甚大な被害を受けました。

水稻は作況指数100の平年並みとなりましたが、品質面では1等米比率が96%となりました。また大豆も平年作となり、収量・品質共に概ね良好となりました。

このような中、種子生産につきましては、麦類の一部では契約数量を大幅に下回り、準種子や転用種子により確保しました。また、現在検査中の水稻及び大豆につきましては、契約数量を確保できる見込みです。

新たな品種につきましては、水稻の「とちぎの星」が本格的に栽培され、大粒で品質も良いことから作付け拡大が期待されます。二条大麦では、優れた栽培性と醸造品質の「アスカゴールド」が27年産から一般栽培され、実需者からも期待されています。大豆では「里のほほえみ」が27年産から全面的に作付けされ、品質や多収性が期待される品種です。

結びに当協会としては、品種の転換期に伴い残量処理の課題や新品种を含めた計画的な種子生産に課題等がある中、種子生産者をはじめ県・関係機関団体と一体になり優良種子の生産と安定供給に務めると共に農業者の負托にこたえて参りたいと思っています。

今後とも、皆様方のなお一層のご支援・ご協力をお願い申し上げますと共に本年が皆様にとりまして、幸多い年になることを心からご祈念申し上げ、年頭のごあいさつと致します。

平成 27 年産水稲の高品質安定に向けて

栃木県農政部経営技術課

本県における 26 年産水稲の作況指数は 100 で全国（101）、関東（102）を下回りましたが、うるち玄米の 1 等比率 96.4%（26 年 11 月 30 日現在）は全国で最も高く、収量、品質面ではまずまずの年だったと思われます。しかし、イネ縞葉枯病発生地域の拡大など、27 年産においても様々な注意点があります。

1 縞葉枯病の撲滅

縞葉枯病は、抵抗性品種の作付拡大及び広域防除を中心に対策を実施し、平成の初め頃には沈静化しました。しかし、ここ数年で再び被害が拡大し、25 年度には県南部の早植コシヒカリで収量が 2 俵 /10a という事例も確認されました。

26 年度は、ヒメトビウンカに効果がある薬剤の利用率向上等により被害程度は前年より改善され、農業共済金の支払も 25 年度のほぼ半分まで減少しました。

しかし、ヒメトビウンカ越冬世代のイネ縞葉枯ウイルス保毒虫率は昨年と同様に高い状況で推移しています。農業環境指導センターの調査（26 年 11 月下旬～12 月上旬）では県平均が 9.9%、県南部は 13.7%、県中部は 11.1%であり、県中南部は要防除水準の 10%を超えています（表 1）。

さらに、越冬世代幼虫の生息密度も 123.6 頭 /㎡（前年比 432%）と多く、被害が大きかった 25 年度は前年度からの越冬世代が多かったことを考えると、来年度は 25 年度以上の発生が懸念されます（図 1）。

表 1 ヒメトビウンカ越冬世代幼虫のイネ縞葉枯ウイルス保毒虫率

地域	24年度	25年度	26年度
県北部	1.2	1.8	1.9
県中部	10.3	11.8	11.1
県南部	9.7	15.3	13.7
県平均	7.0	10.9	9.9

※ 農業環境指導センター調べ

※ 調査時期は11月下旬～12月上旬

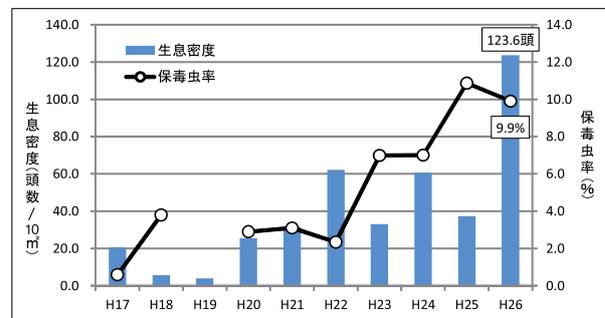


図 1 ヒメトビウンカ越冬世代幼虫のイネ縞葉枯ウイルス保毒虫率及び生息密度の推移

防除のポイントは、①縞葉枯病に抵抗性を持ち被害を受けにくい品種の面積を増やすことと、②病気を媒介するヒメトビウンカの数を減らすことです。抵抗性品種「あさひの夢」「とちぎの星」の作付拡大、ヒメトビウンカに効果的な薬剤の使用（箱施用、本田散布）により被害拡大を防ぎましょう。

特に、要防除水準を超えている県中南部では箱施用剤とともに本田防除を必ず実施してください。さらに、抵抗性品種もウイルスの獲得源になりうる可能性があることから、罹病性品種と同様にヒメトビウンカに効果的な薬剤で防除しましょう。

2 雑草イネの拡大阻止

関東地域で雑草イネが確認され始めていま

す。本県では、24年度に初めて確認されて以来、毎年発生面積が拡大しています。

雑草イネの特徴は、①出穂2週間後から脱粒し、成熟期頃には大半が脱粒する、②玄米に色がついているので、穂に残っていたものが収穫米に混じると異品種混入として扱われることです。さらに、現在確認されているものは食用品種と草姿、出穂期、玄米色が異なっているものがほとんどですが、他県では見分けが難しい個体も見つかっています。

拡大を防ぐには、見つけたら徹底的に防除することが必要です。具体的には、①発見したら株ごと抜き、抜いた株は畦畔に放置せず袋などに入れてほ場外に持ち出し処分する、②発生を確認したほ場の機械作業は最後に行うとともに終了後は良く洗って、機械による拡散を防ぐ、③発生が確認できたほ場は、秋耕せずに雑草イネの糞を鳥に食べさせ、さらに冬の寒さで死滅させる、④効果的な初期除草剤(プレチラクロール等)を使用時期(範囲)の最も早い時期に使い、イネ科雑草に効果が高い除草剤で体系防除を行うことです。その際、雑草イネが1葉期を過ぎると効果がなくなるので、注意が必要です。色彩選別機を過信し、上記の対策を怠るとあっという間に増え、地域全体に拡散していく危険性があります。発生を確認したほ場では、①～④の徹底を図るとともに、地域内での発生にも注意しましょう。発生が確認されていない地域でも、自分のほ場に植えた品種と異なるものが生えていたり、収穫した玄米に赤やオレンジ色の玄米が混ざっていたら、農業振興事務所や農協に相談してください。



写真1 確認された雑草イネ(○の中)

3 浸種温度の確保

浸種水温が低いと発芽不良が助長されます。これにより、一部地域では25年度にコシヒカリ種子の発芽不良が発生しました。

25年3～4月上旬は、平均気温こそ平年より高かったものの、最低気温が断続的に氷点下になり、これが発芽不良を引き起こしました。26年度は、浸種が始まる3月中下旬の気温が最低を含めて高かったため、大きな問題は発生しませんでした。しかし、この時期は寒暖の差が大きく、日中は暖かくても夜は冷えることがあります。必要な水温を確保するためには、油断せず保温措置をとることが必要です。

浸種水温は10℃以上を保ち、2～3日ごとに水を換えながら積算温度が120～130℃(水温10℃の場合12～13日間)になるまで行うことが重要です。屋外では浸種せず、①催芽器で温度をかけて浸種する、②気温が低い3～4月はビニールハウス内で浸種する(高温時は換気する)、③夜間は毛布などをかけて保温する、などにより水温が下がらないようにしましょう。

リーディングブランド「なすひかり」の取組及び「とちぎの星」の作付推進について

栃木県農政部生産振興課

平成26年の水稻の作況は101（全国）と平年並みですが、米の消費量の減少から需給が緩和状況となっています。そのような中、県では売れる米づくりを推進するため、県オリジナル品種の特徴を活かした生産振興と販売促進を図っています。

（1）リーディングブランド「なすひかり」

「なすひかり」は、（一社）日本穀物検定協会が実施する食味ランキングにおいて、平成22年から最高評価の「特A」を4年連続（参考出品含む）で獲得しており、スカイベリーやとちぎ和牛とともに、県産農産物を代表するリーディングブランドに位置づけ、商品づくりと知名度アップに取り組んでいます。

○タンパク選別なすひかりの限定販売

全農とちぎでは「なすひかり」の特徴である食味のよさを際立たせる商品づくりとして、低いほどおいしいとされるタンパク値で選別した「JAなすの産なすひかり」を、県内スーパーにおいて11月から数量限定で販売しました。



○とちぎ和牛となすひかりをたべよう！キャンペーン

10月から3ヶ月間にわたり、県内の飲食店50店舗でとちぎ和牛となすひかりの特別メニューを提供するキャンペーンを展開し、情報誌やフリーペーパー、スマートフォンなどを通して情報を発信しました。



○販売店、イベント等での試食PR

今年度は本県でねりんピックが開催されましたが、PRを兼ねた参加者へのおもてなしとして、お弁当や宿泊施設での「なすひかり」の提供や開会式でのおにぎりの配布などを実施しました。また、都内ではとちまるショップや実りのフェスティバルにおいて試食PRを実施し、県内では“食と農”ふれあいフェアなど、各地で開催された食に係わるイベントにおいて、釜戸炊きの県産米食べ比べやおにぎりの試食を実施しました。

○各種メディアを活用したPR

26年産の新米時期にあわせて、新聞広告や公共交通機関の車内紙（フリーペーパー）、レジャーマップ、ラジオCM等各種メディアを活用し販売開始をPRしました。



○学校給食等での利用拡大

保育園・幼稚園・小学校において子どもたちの食育を担う給食担当の栄養士を対象に、研修会を開催しました。現地では場視察や生産者の説明を通して、水田の果たす役割等について研修いただきました。加えて、全農とちぎパルラ

イスの精米工場では他県産の銘柄米との食味比較を行ったところ、「なすひかり」は他県産の特A銘柄米と比べ、高い評価をいただきました。

宇都宮市内の保育園3園では、園児の稲刈り体験及びおにぎりづくり体験を行いました。これらの体験は非常に好評で、実施した保育園からは、給食の米飯を「なすひかり」に切り替えたり、回数を増やしたりするという話もいただいています。また、こうした取組を記事として情報誌に掲載し、PRにも活用しています。



このような取組を通じて、栃木県のブランド米として、県内・首都圏における「なすひかり」の知名度を高めていきたいと考えております。

(2) 「とちぎの星」の作付拡大

「とちぎの星」は一般栽培開始から3年が経過し、作付面積も1,000haを超えるまでに拡大しました。熟期が「コシヒカリ」と「あさひの夢」の間の中晩生で、高温登熟に優れ、外観品質が良く、縞葉枯病に対して抵抗性を有しています。また、「あさひの夢」よりやや多収で、玄米の粒が大きく、食味も優れる品種です。これらの特徴から、県中南部に適した品種として生産拡大を進めてきました。

縞葉枯病が再び拡大しつつあることから、防除の徹底とあわせて、抵抗性品種への作付転換が重要であり、罹病性の「コシヒカリ」から抵抗性を有し良食味である「とちぎの星」への転換を推進したいと考えています。

また、県北地域では成熟期の関係から「あさひの夢」の導入はあまり進んでいませんでしたが、「とちぎの星」は「あさひの夢」よりも成熟期が一週間程度早いいため導入が可能です。現状では、県北地域は「コシヒカリ」や「なすひ

かり」に作付けが偏っていますが、作期分散により規模拡大に寄与できることや、縞葉枯病の県北地域への拡大防止も期待できます。このため、今後は普及対象地域を県全域として作付拡大を図って行きます。

食味についても、25年産の「とちぎの星」は、穀物検定協会から「A」ランク（作付面積が少ないため参考品種）の評価をいただいております。外観品質も良く、「なすひかり」よりさらに大きく粒ぞろいで炊き増えがし、コシヒカリと異なる爽やかな食味で様々な用途に適していると考えています。27年産は2,000ha以上を目標に作付拡大を進めていますが、高品質生産に努め、「とちぎ」の名を冠した品種として家庭向けとしても浸透を図っていきたいと考えております。



「とちぎの星」デビューイベント「ライス&カレーフェスタ」

(3) 売れる米づくりの推進

平成30年には、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備が進められています。そのため、ますます消費者・実需者のニーズに応じた米生産が求められ、全国の各産地とも既存品種を上回る新品種を投入していることから、産地間で販売競争が激しくなると予想されます。

県では、売れる米づくりを推進するため、県オリジナル品種である「なすひかり」・「とちぎの星」の特徴を活かし、県産米の生産振興と需要拡大に努めて参ります。

平成 27 年産米の生産・集荷・販売に向けて

J A 全農とちぎ 米麦部

1. はじめに

本会米麦事業につきましても、日頃より多大なるご協力・ご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年の米をめぐる情勢を振り返ってみますと、まさに混乱・混沌の年だったと感じます。平成 25 年産米は、年明けから大幅に需給が緩和し、市中価格の下落と販売不振のいわゆるデフレの状態となりました。需給引き締め期待を込めた 35 万トンの需給対策（市場隔離）は、正式決定が 5 月の連休直前となったことから、市場へのインパクトは限定的なものにとどまり、26 年 6 月末の在庫量は 220 万トンに上りました。

一方、平成 26 年産米は西日本では天候不順の影響などから作柄は平年作を下回りましたが、東日本では概ね豊作となり、全国での作況は 101 の平年並みとなりました。このため、市場では供給過剰感が強まり、全国的に概算金の水準が大幅に低下する事態となりました。

このような中、平成 27 年産の生産数量目標は、751 万トンと前年を 14 万トン下回ったほか、需給を均衡させうる水準として 739 万トンの自主的取組参考値が設定されました。私ども全農では、こうした情勢を踏まえ、飼料用米の 60 万トンの取組みなど、需給調整米の確実な取組みにより、26～27 年産の 2 ヶ年で需給を均衡するスキームを整理し、確実な取組みを進めていきます。

2. 平成 26 年産の作柄概況

26 年産主食用米の作付面積は全国で 147 万 ha（農林水産省公表）と前年に比べ 4.8 万 ha の減少となりましたが、生産数量面積から換算した面積に対して、依然として 2.8 万 ha の過剰作付けとなっています。

作況は 101 の平年並みですが、収穫量は 788 万トンと生産数量目標を 23 万トン上回りました。ただし、北海道・東北を中心に、登熟不良による青死米等の発生が多く、流通量が例年より減少する可能性が指摘されています。

なお、本県の作況は 100 と平年並みで、主食用米の収穫量は 31 万 4 千トンと前年を下回りました。また、品質については適期刈取りの取り組みや収穫期に好天に恵まれたことなどから、1 等比率は 96% と全国トップクラスとなっています。

3. 26 年産米の集荷・販売状況

26 年産米の概算金は、25 年産から続く大幅な供給過剰感から全国的に大きく下落し、史上最低水準となりました。こうしたなか、J A グループでは需給の安定に向け集荷に取り組み、全農および連合会への販売委託数量は 273 万トンを見込んでいます。

本県でも「平成 26 年産米生産・集荷・販売方針」にもとづき、J A ・全農が一体となって集荷結集に取り組み、県本部への委託数量は 116 千トンを見込んでいます。

一方、販売面では 25 年産米の持ち越し在庫が全国で 29 万トン程度あり、販売が長期化していることから、26 年産米は出来秋には一旦前年を上回って販売が進んだものの、11 月以降は低調な動きとなっています。

本県産米も全国と同様の推移となっていますが、米穀課東京事務所を中心に結び付けを図り、大手コンビニとの複数年契約の確保など、卸・実需への提案と販売促進に積極的に取り組んでいます。なお、26 年産米については、27 年産と 2 ヶ年で需給均衡を図っていくため、米穀年度を越えた長期契約を視野に推進を行っています。

また、宣伝広告・販売促進では、学生を対象とした「とちむすびコンテスト」やテレビ・ラジオを活用した PR を継続するほか、初めての取り組みとして「ライス&カレーフェスタ」を開催するなど、消費喚起ととちぎ米の認知度向上に取り組んでいます。



4. 27年産をめぐる情勢

27年産米の作付については、需給環境を整えるため、飼料用米を中心とした需給調整米の取り組みが鍵を握っています。

全農とちぎでは、11月に各JAと27年産米作付にかかる基本方針について合意を形成し、生産者手取りの確保とリスク分散を視点に取り組みを進めます。

①主食用生産数量目標の減少

全国の生産数量目標は、始めに記載したとおりですが、本県の配分も初めて30万トンを下回り、298,690トンとなり、自主的取組参考値は293,920トンと設定されました。

②消費の減少と多様化

米の消費は引き続き8万トン／年の減少が見込まれています。また、家庭用精米の購入数量も減少に歯止めがかかっていません。

③需給調整米の生産拡大

主食用米の平成27年6月末の在庫は、過去最高水準の230万トンが見込まれています。この水準を適正化するために、平成27年産米では生産数量目標の達成と深堀りが求められています。水田を活用しつつ、需給環境を整えるため、飼料用米を中心とした需給調整米の確実な取り組みが求められます。

全農では、全国で飼料用米を60万トン取り組むことを発表し、26～27年産の2ヵ年での需給均衡に取り組みます。この目標を達成するため、全中から本県に対し、46千トンの飼料用米取り組みのガイドラインが示されています。

なお、本県での飼料用米は、委託販売方式における生産者の手取変動リスクを遮断する観点から、JAから全農が買い取る方式で取り扱う予定です。

④生産者の規模拡大と低コスト化の取り組み

経営所得安定対策（ナラシ）の対象要件が27年産から緩和されますが、農地中間管理機構の取り組みも含め、引き続き農地の集積・大規模化の流れは継続すると想定されます。こうした中、生産者の規模に応じた手取り確保とリスク分散の視点にたった作付けの検討・提案や、攻めの農業実践緊急対策事業等を活用した低コスト化への取り組みが求められます。

5. 27年産米生産・集荷・販売の取り組み

27年産生産・集荷・販売については、水田農業政策の見直しや情勢変化を踏まえ、今後JA等との協議により「27年産生産・集荷・販売方針」として集約を図りますが、上記3.4.の視点と課題への対応方針を持って整理をすすめます。

特に27年産では、飼料用米を中心とした需給調整米の取り組み、安定的な販売と流通コストの抑制を目指した契約的販売の拡大、広告宣伝・販売促進の強化によるとちぎ米の認知度向上をそれぞれ重点に取り組みを図ります。

水田農業をめぐる情勢は、農政改革の流れの中で、TPPへの参加有無や農協改革の提言など、非常に不安定な状況にあります。こうした中で、本会は生産者と消費者を結ぶ架け橋として、生産者の声、実需・消費者の声、それぞれをよく伺い、精一杯取り組みを進める所存です。引き続き、皆様方のご理解・ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

平成 27 年産米の需給安定について

J A 栃木中央会 農業対策部

1. 米の需給状況と27年産米の生産数量目標等

全国の26年産水稻作柄概況は「101」の「平年並み」であるが、過剰作付が依然として2万8,000ha程度（前年比+1,000ha）生じている。加えて、25年産米35万トンと米穀機構へ売渡（市場隔離）したものの、20万トン程度が次米穀年度に持ち越されことから、26年産米の販売環境は次のおり極めて厳しい状況となっている。このため、27年6月末の民間在庫量は230万トンと過去最高水準になることが見込まれる。

○ 26 / 27 年の需給見通し

25年産持越数量①	26年産予想収穫量②	26年産生産数量目標③	需給ギャップ(①+②-③)
20万トン	789万トン	765万トン	44万トン

こうした状況から、農水省は27年産米の生産数量目標については、26年産米の生産量の増加6万トン（豊作分の9万トン－ふるいした増加分3万トン）や近年のトレンドで需要が毎年8万トン程度減少することを考慮して、前年比14万トン減の751万トンと設定した。また、30年産を目途とした生産調整の見直しの着実な推進に向けて27年産の生産数量目標の設定等から工夫を加えて行くこととして、「仮にこれだけ生産すれば、生産の次年度の期末在庫量が過去の平均水準（199万トン）に近づくことになるもの」とした自主的取組参考値を739万トンと設定して合わせて提示した。

○ 27 年産米生産数量目標等

	27年産米 生産数量目標		27年産米 自主的取組参考値		26年産米 生産数量目標		前年産との比較 (生産数量目標)		前年産との比較 (自主的取組参考値)	
	トン	面積換算値 ha	トン	面積換算値 ha	トン	面積換算値 ha	トン	面積換算値 ha	トン	面積換算値 ha
全国	7,510,010	1,419,420	7,389,990	1,396,710	7,650,010	1,445,910	▲ 140,000	▲ 26,490	▲ 260,020	▲ 49,200
栃木	298,690	55,310	293,920	54,430	309,330	57,280	▲ 10,640	▲ 1,970	▲ 15,410	▲ 2,850

2. 27年産米に向けた取り組み

今後も国による出口対策（出来秋以降の需給調整対策）は見込めないことから、産地自らが主食用米の生産量を戦略的に考え、生産者に周知し理解を得る取り組みが求められる。検討にあたっては、以下の事項を踏まえることが必要である。

①国による支援措置の継続と需要量を踏まえ、飼料用米の生産拡大に取り組むこと。

- ・飼料用米に対する水田活用の直接支払交付金は数量払いによる交付となり、収量に応じて10アールあたり5.5万円から10.5万円が交付される。
- ・本県では産地交付金を活用して、10アールあたり5千円が上乗せ交付される。（ただし、取組要件あり。）
- ・J Aグループとして、J A全農は27年産で60万トンの生産振興目標を設定している。

②連作障害の回避等の対策を講じつつ、麦・大豆等の生産拡大を推進すること。

③農業者のセーフティネットである経営所得安定対策への加入を促進すること。

- ・法律改正により、27年度から交付対象者は、認定農業者、集落営農及び認定新規就農者となる。また、これまで設定されていた規模要件は廃止された。